

■ 家族史研究と私の関心 ■

東欧の民主化と家族

—— ルーマニアの場合 ——

大橋 憲 広

一九八九年夏、短期間滞在したベルリン（西）のテレビとラジオは東ドイツからハンガリー・オーストリーを経由して西ドイツに流入する Fichtlinge の動きを連日のように伝えていた。それから数か月後、東欧は激変した。とりわけ、ルーマニアでの流血と独裁者の処刑の映像は日本人にも衝撃を与えた。この変革の中でチャウシェスクが政権に就いた翌年（一九六六年）に制定され

た「中絶禁止法」が廃止されるという動きがあった。

「中絶禁止法」は四一歳以上の、すでに四人の子供を産んだ女性のみ中絶を認めるもので、八五年には中絶禁止対象年齢が四五歳にまで引き上げられた。その結果、退職した医師や看護婦経験者らの手によるもぐりの墮胎手術が横行する。医学の素養のある者による処置はまだよいほうで「ざっと調査すると教会の聖職者以外はずべての職種の人が墮胎手術に係わりをもっていた。」ともいわれる。処置料も高額で、もぐりの墮胎で処置を受けた女性の約九割が感染症にかかり、中絶が原因で死亡した女性の数は法令布告前の一九六五年四七人に対して八八年には五二四人に達したがこれは氷山の一角であるという。

ルーマニアでは共産政権の成立後、豊富な鉱工業資源を利用した生産力の発展が国家の最重要課題とされた。「中絶禁止法」はそのための労働力(人口)拡大政策であったが、出産や育児に女性を専念させ、政治から遠ざける効果をもった。

ルーマニア家族法典(Codul Familiei)第一条は「国家は母と子の利益を擁護し、一定範囲で若い世代の成長と育成とを配慮する」と規定している。こうした規定と「中絶禁止法」の引き起こした女性と子、ひいては家族の現実態との間の著しい矛盾は「実定法とそれが規制する社会の現実との関係の探究」という法社会学の基本的モチーフを生かす研究対象となる。

今回の変革の中でチャウシエスクが政権を掌握した後に産まれた「チャウシエスク世代」と呼ばれる若者達が少なくとも当初は

大きな役割を果たしたことは興味深い。折しもルーマニアでは新家族法典の制定作業中と聞く。現政権はルーマニアの市民・民衆の意思を必ずしも反映して成立したとは思われないが、その家族政策はどのようなものとなるのであろうか。政治主義が支配したところでは「等身大」の現実態からの見直しが必要なのではないか。

#### 参考文献

(1) シェム、ムンテアヌ著 拙訳『ルーマニアの家族法』(敬文堂、一九八九)

(2) 読売新聞一九九〇年二月二十七日夕刊「中絶合法化に安堵——新体制のルーマニア——」

(3) 『ソ連・東欧の家族の構造と機能に関する研究』(総合研究開発機構、一九八九)

(帝京大学・法社会学)